◇**東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令**（政令第六〇号）（内閣府本府）

1　東日本大震災による災害に係る中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**平成二十四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令**（政令第六一号）（内閣府本府）

1　平成二四年等に発生した地滑り、暴風雨、豪雨等による災害で特定地域に係るものを激甚災害として指定することとした。

2　特定地域に係る激甚災害に対し、次に掲げる措置のうち適用すべきものをそれぞれ指定することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令**（政令第六二号）（農林水産省）

一　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正関係

農業改良資金融通法等の特例の適用期間を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（第二条第二項、第三条第二項、第四条第二項、第九条第二項、第一〇条第二項、第一二条第二項、第一三条第二項、第一四条第二項、第一五条第二項、第一六条第二項及び第一八条第二項関係）

二　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正関係

1　特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令の特例の適用期間を平成二六年六月三〇日まで延長することとした。（第七条関係）

2　食品流通構造改善促進法施行令等の特例の適用期間を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（第八条、第九条及び第一一条関係）

3　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行令の特例の適用期間を食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の廃止の日の前日まで延長することとした。（第一〇条関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令**（政令第六三号）（経済産業省）

1　中小企業信用保険法の特例のうち特定被災区域内に事業所を有する中小企業者等に係るものの適用期間を平成二六年三月三一日まで延長することとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第六四号）（内閣府本府）

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二五年法律第二号）の施行期日を平成二五年三月一八日とした。

◇**株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令**（政令第六五号）（内閣府本府）

一　株式会社企業再生支援機構法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　題名

政令の題名を「株式会社地域経済活性化支援機構法施行令」とすることとした。

2　課税の特例に係る権利

その移転の登記について登録免許税を課さないこととする機構が債権の買取りにより取得した権利として、次に掲げる財団に関する権利を定めることとした。

㈠　鉄道財団

㈡　工場財団

㈢　道路交通事業財団

㈣　観光施設財団

3　国庫納付金の納付の手続

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）が剰余金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付する場合における納付金は、一般会計に帰属させることとした。

二　関係政令の一部改正関係

改正法の施行に伴う所要の関係政令の規定の整備を行うこととした。（第二条及び第三条関係）

三　経過措置

改正法の施行の際現に従前の企業再生支援委員会の委員又は委員長である者は、それぞれ改正法の施行の日に、地域経済活性化支援委員会の委員又は委員長として定められたものとみなすこととした。（第四条関係）

四　附則

この政令の施行期日を株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二五年三月一八日）とするとともに、この政令の施行に伴う所要の経過措置を設けることとした。

◇**農業近代化資金融通法施行令及び農業信用保証保険法施行令の一部を改正する政令**（政令第六六号）（農林水産省）

一　農業近代化資金融通法施行令の一部改正関係

1　農業近代化資金の貸付けの対象となる団体又は法人として、農業振興事業を主たる事業として行う事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会を追加することとした。（第一条関係）

2　農業近代化資金の貸付けの業務を行うことができる金融機関として、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫連合会及び信用協同組合連合会を追加することとした。（第一条の二関係）

二　農業信用保証保険法施行令の一部改正関係

1　農業信用基金協会による債務保証の対象となる法人として、農業振興事業を主たる事業として行う事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会を追加することとした。（第一条関係）

2　農業信用保証保険制度の対象となる金融機関として、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫連合会及び信用協同組合連合会を追加することとした。（第二条及び第四条関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**平成二十五年度における児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令**（政令第六七号）（厚生労働省）

1　平成二五年度における児童手当法（昭和四六年法律第七三号）第二二条第一項の拠出金率は、一〇〇〇分の一・五とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。